

居宅介護支援事業所 サライ高根公園 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社アルバが開設する居宅介護支援事業所サライ高根公園(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 居宅介護支援事業所 サライ高根公園
- ② 所在地 豊田市上原町西山290番地5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者 1名(常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

介護支援専門員 2名(常勤兼務職員1名、管理者と兼務、非常勤兼務職員1名)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- ② 使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し、MDS-HC方式(三団体ケアプラン策定研究会方式、日本介護福祉士会アセスメント票・作成アセスメント票、日本訪問看護推進財団方式)、23項目の課題分析標準項目記載様式
- ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内または利用者宅
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、下記のとおりとする。

豊田市

(挙母地区)

逢妻町・秋葉町・曙町・旭ヶ丘・朝日町・今町・梅坪町・上挙母・栄生町・小川町・大池町・落合町・柿本町・金谷町・川合町・川端町・神田町・喜多町・久保町・鴻ノ巣町・小坂町・小坂本町・寿町・挙母町・衣ヶ原・栄町・桜町・三軒町・汐見町・清水町・下市場町・下林町・樹木町・昭和町・白浜町・新生町・陣中町・新町・新明町・水源町・砂町・聖心町・千足町・太平町・高崎町・高原町・竹生町・田代町・田中町・田町・長興寺・司町・月見町・土橋町・貞宝町・天王町・東新町・常磐町・十塚町・トヨタ町・中島町・錦町・西新町・西町・西山町・日南町・白山町・八幡町・花丘町・東梅坪町・久岡町・日之出町・平芝町・平山町・広久手町・広路町・深田町・平和町・細谷町・本新町・前田町・前山町・松ヶ枝町・丸根町・丸山町・瑞穂町・緑ヶ丘・宮上町・宮口町・美山町・宮町・御幸町・明和町・元城町・元町・元宮町・山之手・横山町・竜宮町・若草町・若宮町

(高橋地区)

池田町・市木町・泉町・岩滝町・上野町・大見町・神池町・川田町・京ヶ峰・古瀬間町・琴平町・志賀町・千石町・高橋町・寺部町・度合町・百々町・野見町・野見山町・東山町・平井町・広川町・扶桑町・宝来町・水間町・御立町・宮前町・室町・森町・社町・矢並町・高上・美里・双美町・美和町・五ヶ丘

(上郷地区) 畝部西町・畝部東町・永覚町・永覚新町・鴛鴦町・和会町・上郷町・幸町・大成町・渡刈町・配津町・広美町・福受町・豊栄町・榊塚西町・榊塚東町

(高岡地区)

生駒町・大島町・大林町・上丘町・駒新町・駒場町・住吉町・高岡町・高丘新町・高岡本町・高美町・宝町・竹町・竹元町・堤町・堤本町・中町・中田町・中根町・西岡町・花園町・広田町・本町・本田町・前林町・御幸本町・吉原町・竜神町・若林西町・若林東町

岡崎市岩津町・上里町・藪田町・井ノ口町

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- ④ 上記①から③までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社アルバと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 10月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 7月 9日から施行する。

この規程は、令和元年 11月 1日から施行する。

この規程は、令和2年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。